

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第三一号)(衆

議院送付)要旨

本法律案は、近年、国際的な資源獲得競争が激化し、資源・エネルギーの安定的な供給を確保することの重要性がより一層増していることにかんがみ、我が国企業による資源確保の支援を強化するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)について、金属鉱物の採掘権等の買収に係る出資業務及び政府保証付き長期借入金等の対象拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、業務の範囲

機構の業務について、次の業務を行うことができるようにする。

1 金属鉱物の採掘をする権利等の譲受け等に必要な資金(以下「権利譲受け資金」という。)を供給するための出資

2 機構以外の者への譲渡を目的として行う金属鉱物の採掘をする権利等の取得

二、長期借入金等の対象

機構が行う長期借入金等について、権利譲受け資金を供給するための出資及び債務保証等に必要な費用を対象とする。

三、その他

機構の主たる事務所を東京都に置く。

四、附則

この法律は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、三の改正規定については、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。